

市老連だより 5

平成 28 年 6 月 8 日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤 静男

2015 年度の介護報酬改定効果検証を最終報告 ～第 129 回 介護給付費分科会レポート～

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、すでに周知のことと思われませんが、標題についてご報告いたします。

厚生労働省は 6 月 1 日、社会保障審議会の「介護給付費分科会」を開催し、「2015 年度の介護報酬改定
検証調査の最終報告」などを行われました。

最終報告がされたのは「2015 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査」7 事業の結果です。

具体的には、(1) 看護小規模多機能型居宅介護のサービス提供の在り方に関する調査研究事業、(2) 中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業、(3) リハビリテーションと機能訓練の機能分化とその在り方に関する調査研究事業、(4) 介護保険施設等における利用者等の医療ニーズへの対応の在り方に関する調査研究事業、(5) 居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査研究事業、(6) 介護保険サービスにおける認知症高齢者へのサービス提供に関する実態調査研究事業、(7) 介護保険サービスにおける質の評価に関する調査研究事業一の 7 項目です。

また、各調査事業の評価シートも提示され、(1) に対して、【訪問看護体制強化加算】の算定要件である主治医の指示に基づく看護サービスの提供や、緊急時訪問看護の状況などから、医療ニーズのある中重度の要介護者の在宅療養生活を支援する看護体制の充実強化が図られていることが明らかになったと講評しています。改定で目指した方向性が実行されていることが確認でき結論は妥当と評価しています。

さらに、(3) に対して、調査により、通所リハと通所介護で、ケアプランの多くの目標で差がなかったことから、介護支援専門員には通所介護と通所リハの機能の違いがあまり認識されていないことが分かったと講評しています。

当日の配布資料などについては、厚生労働省のHPにアップされています。

あわせてご覧ください。

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000126190.html>

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10
大阪市立社会福祉センター311 号室
TEL 06-6765-3611 FAX 06-6765-3612

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤 静男

要介護認定、事務の簡素化・有効期間延長が論点

～第 59 回 社会保障審議会 介護保険部会～

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、すでに周知のことと思われませんが、標題についてご報告いたします。

厚生労働省は 6 月 3 日、社会保障審議会の「介護保険部会」を開催し、(1) 要介護認定の見直し、(2) 介護保険適用除外施設の住所地特例見直しなどの論点を提示して議論しました。

(1) に関し、厚労省は要介護・要支援の認定者数が 2015 年 4 月現在 608 万人に上り、これまでの 15 年間で約 2.8 倍に増加したと説明。認定者数の増加のペースは 2009 年度頃から加速して、市町村の要介護認定の事務量が増加していると指摘しました。また、事務負担軽減のため、2015 年度までに要介護認定の有効期間に関し、「市町村が設定可能な有効期間」を段階的に、新規申請 12 カ月、区分変更申請 12 カ月、更新申請 24 カ月に延長しています。

これらを踏まえ、厚労省は論点として「保険者等から要介護認定事務が負担との声があるが、要介護認定事務の簡素化・効率化をどう考えるか」、「要介護認定の有効期間のさらなる見直しの必要性をどう考えるか」と提示しました。

(2) に関し、住所地特例とは、遠方などの介護施設に入所する場合に、転居先の自治体の保険に加入することになると、介護施設整備が進んでいる市町村の負担が過大になるため、転居前の市町村が、引き続き保険者になる特例制度です。

今回、厚労省は「介護保険適用除外施設（障害者支援施設や救護施設等）」を退所して、介護保険施設に入所する場合、住所地特例で適用除外施設の所在市町村が介護給付費を負担することになると説明しました。しかし、障害者支援施設、救護施設等の適用除外施設については、適用除外施設の入所前に居住していた自治体が費用を負担する制度があるため、適用除外施設から他市町村の介護保険施設に移行した場合、費用を負担する自治体が変わる場合があると指摘しました。

そこで、厚労省は「介護保険適用除外施設における住所地特例の見直し」の論点として、介護保険適用除外施設から退所して、介護保険施設等に入所した場合について、適用除外施設の所在市町村の給付費が過度に重くならないよう、保険者の定め方を見直すべきと提案。また、見直しは、特例の見直しの対象とする必要性が高い施設類型に限定すべきと述べています。

このほか、「介護人材の確保（生産性向上・業務効率化等）」の論点も提示されています。

新技術を活用した生産性の向上に関して、厚労省は介護記録の作成・保管の ICT 化などにより、事務

を効率化することで、介護職員が直接処遇にかかる業務に多くの時間をかけることができるようにする取り組みが考えられると指摘しました。

また、介護人材の専門性の発揮に関し、厚労省は介護人材の類型化や機能分化に関する調査研究で、各サービス施設・事業所の管理者が考える介護の各業務に求められる専門性と、実際の介護職員の業務実態との間に、差が生じているとの指摘があると説明。さらに、専門性を発揮して適切な介護を提供するためには、明確な根拠に基づき介護を行うことが重要で、根拠となる標準的な介護業務の手順を策定することなどが必要との指摘があると述べています。

これらを踏まえ、厚労省は「介護人材の確保」に関する論点を、次のように提示しました。

- 介護記録の ICT 化による業務効率化が期待されるが、個々の事業者レベルで ICT の活用促進をするためには、どのような方策が考えられるか
- 介護人材の類型化・機能分化によって、介護職の専門性を活かす取り組みを踏まえて、介護サービスの内容や施設・事業所のあり方について、どのように考えるか
- 介護人材の専門性や能力の向上の観点から、施設・事業所における介護職員の業務管理や研修・技術指導など人材育成のあり方について、どのように考えるか
- 事業者における介護業務の手順を明確にすることについて、どのように考えるか

当日の配布資料などについては、厚生労働省のHPにアップされています。
あわせてご覧ください。

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000126427.html>

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10
大阪市立社会福祉センター311号室
TEL 06-6765-3611 FAX 06-6765-3612